

～保険代理店に求められるRMの知識～

31

# リスクマネジメント実践講座

## ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P  
 平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業容を拡大している。現在は全国に19支店、2法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

### 第31回 リスク評価②(5.4.3)

#### 1. リスクマトリクスとは?

リスクマトリクスとは、「結果及び起こりやすさの範囲を明確化することによって、リスクの順位付けと表示を行う手段」と定義されています。

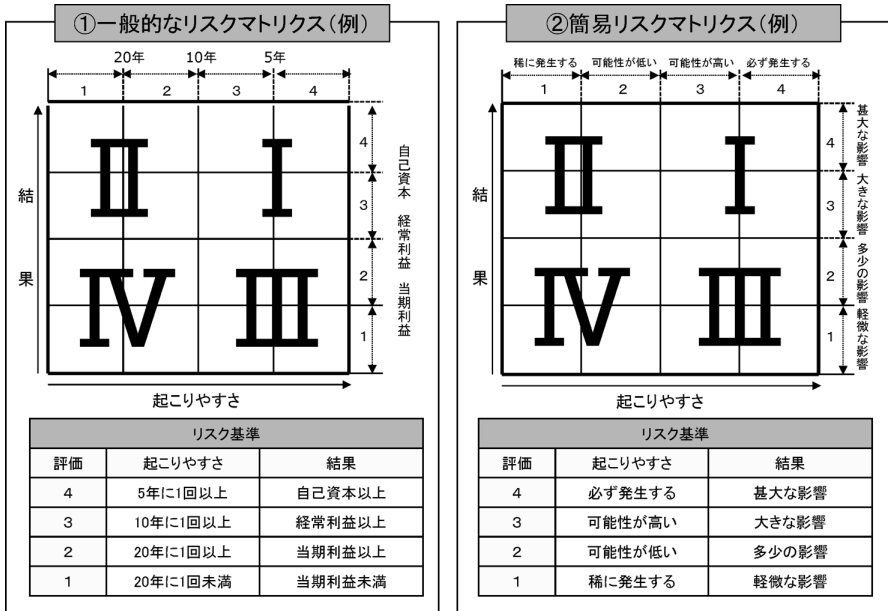
リスクマトリクスやリスク基準については、「第20回 組織状況の確定」でも説明しましたが、ここでもう一度整理をしておきたいと思えます。リスクマトリクスにも様々な形態のものがありますが、ここでは縦軸に「結果(損失の大きさ)」横軸に「起こりやすさ」のリスク基準を軸としたリスクマトリクスを取り上げます。また、定量的なリスク基準をおく一般的なリスクマトリクスと定性的なリスク基準をおいた簡易リスクマトリクスの2つについて説明致します。名称についても「リスクマップ」や「リスクマトリクス」等のように書籍等によっても様々ですが、ここではリスクマトリクスで統一したいと思います。(リスク基準の詳細については「第20回 組織状況の確定」を参照)

##### 1) 一般的なリスクマトリクス(図1-①参照)

一般的なリスクマトリクスは、以下のようにリスク基準を具体的な数値で設定することで、自社へのリスクの影響度をより厳密に知ることが可能となるため、経営の意思決定や社内におけるリスク認知の共有等に使われます。※定性的なリスク基準を併用することもあります。

- 【結果の基準(例)】
- ・財務諸表：自社の財務諸表に与える影響を計ります。(図1-①で使用)
  - ・当座資金：自社のキャッシュフローに与える影響を基準にします。

図1 リスクマトリクスの例



- ・売上：自社の生み出す価値(売上等)に与える影響を基準にします。
- 【起こりやすさの基準(例)】
- ・発生サイクル：事故が発生する時間間隔を基準にします。(図1-①で使用)
- ・発生件数：一定期間内に発生する件数を基準にします。
- ・発生確率：一定期間内に発生する確率(%)を基準にします。
- 【具体的な活用方法】
- ・個々のリスクの経営への影響が図れ、優先順位が明確化されます。
- ・社内のリスク認知の共有化ツールとして有効です。
- ・リスク対策の方向性が分かり、リスク対策手法の検討を容易にします。
- ・リスク対策コストの効果的・効率的な配分を可能にします
- 2) 簡易リスクマトリクス(図1-②)
- ・従業員のアンケートや社内の意識調査に基づいて作成するリスクマトリクスであり、現場からの情報に基づいて作成するため、誰にでも理解し易い定性的な表現を使います。現場におけるリスク状況の理解や社内メンバーの認識、会社側との認識ギャップ等を理解するのに有効です。
- 【結果の基準(例)】
- ・財務損失：リスク発生による影響が甚大か否かを基準とする。(図1-②で使用)
- ・人的被害：人的な影響がどこまで拡大するかを基準とする。
- ・ブランド：リスクの事件性やパブリック性の大きさを基準とする。
- 【起こりやすさの基準(例)】
- ・発生可能性：発生する可能性が高いか否かを基準とする。(図1-②で使用)
- ・過去経験値：自社や他社で過去に発生したことがあるかないかを基準とする。
- ・リスク状況：リスクに対する対策状況やリスク源の数や種類を基準とする。
- 【具体的な活用方法】
- ・社員のリスク認知や社員と会社側の認知ギャップ等を把握します。
- ・職種別、職種別・部署別等のリスク認知及びそのギャップを把握します。
- ・現場のリスク実態を把握すると共に、リスク源を洗い出すことに繋がります。
- ・教育・研修の方向性や取るべき対策が明確になります。

#### 2. リスクマトリクスのメリット・デメリット

リスク評価の手段としてのリスクマトリクスの活用には以下のようなメリット及びデメリットがあるため、そのことを理解して作成及び活用することが大切です。

- 【メリット】
- ・比較的使いやすく、リスクを重大性別に迅速に順位付けできる
  - ・リスクの重要性や優先順位が視覚的にも理解しやすい
- 【デメリット】
- ・様々な組織状況に柔軟に適用することが困難(リスクが発生する時間や場所・部署等の状況への適用が困難)
  - ・評価尺度の曖昧さを取り除くことが難しい(特に定性的な基準)
  - ・主観的な評価となるので、評価者によって著しい違いが出やすい(評価者によって想定する組織状況、事故状況及び被害状況が異なることが多い)
  - ・リスクを総計することができない(複数の低リスクが重なっても一つの中リスクの評価とはならないことがある)
  - ・リスク基準の異なるものを比較するのが難しい⇒複数のリスク基準(特に定量的・定性的)を活用する場合の比較が困難

#### 3. 保険代理店の役割

リスクマトリクスの作成は全社的な視点から保険提案を行うに当たり、必要不可欠な知識であり、ノウハウであると考えます。このマトリクスを作成することによって、リスク基準に基づいたリスクの影響を理解し、保険の正しい必要性認識を持つことが可能になり、全社的な視点からリスクに優先順位を付けて保険を検討することも可能となります。

しかし、大切なのは、これは企業自身が考え、作成すべきものであり、保険代理店が作成するものではないということです。そもそもリスクアセスメントや評価に完璧はなく、保険代理店がマトリクスを作成することは困難です。保険代理店が専門家として強く認識すべきなのは、その必要性の説明や作成の支援を行い、企業が自社のリスクを正しく認識するためのサポートをすることが非常に重要な役割であるということです。

今回は作成したリスクマトリクスにリスクをプロットし、優先順位を決定する上での留意点について説明致します。

参考文献：ISO31000:2009 リスクマネジメント 解説と適用ガイド 日本規格協会  
 ISO31010:2012 リスクマネジメント-リスクアセスメント技法 日本規格協会

## 非課税、課税受取りが混在する年金

### 高度障害年金と継続年金

知ってトクする -884-

## 税務情報



Q 先日、夫が亡くなりました。夫は、3年前に高度障害状態となり、以後、契約していた保険契約から高度障害年金を受け取っていたのですが、夫の死亡後は継続年金受取人として妻である私が受け取るようになりました。夫が受け取っていた年金は非課税扱いでしたが、以後私が受け取る年金も同様に考えていいのでしょうか。相続時の課税関係と併せてご教示ください。

A 非課税扱いであった高度障害年金を受取人の死亡に伴って継続年金受取人が受け取るケースですが、結論から申し上げますと、これは、夫の相続時においては年金受給権が相続税の課税対象となり、以後継続年金受取人となった妻が受け取る年金は初年度は課税はなく翌年度以降は雑所得として所得税の課税対象となります。

高度障害年金や高度障害給付金、入院給付金等は、所得税施行令30条第1号(非課税とされる保険金、損害賠償金等)に規定される「身体の傷害に基いて支払を受けるもの」に該当し、非課税として取り扱われることになっています。また、これには一時金として受けるもののほか、年

金として受け取るものも含まれることになっていきます(所得税基本通達9-21)。したがって、高度障害年金も非課税扱いとされていたわけです。さて、ご質問者の夫が加入していた契約は、受取人である夫が亡くなった後も継続年金が支払われる内容となっており、その継続年金を相続人である妻が引き継ぐことになると思います。この相続時の年金受給権の取扱いについては、本来の相続財産とされ、相続税の課税対象となります。その評価額は、解約返戻金相当額ということになります。相続税計算にあたっては、法定相続人1人あたり500万円の非課税規定は適用されません。

非課税、課税の受取年金をトータルで算出!?

次に、相続により取得した継続年金から支払われる年金は、非課税扱いというわけにはいかず、妻の雑所得として所得税の課税対象となります。雑所得の計算については、相続により取得した年金受給権に係る生命保険契約に基づく年金として、妻が受け取る各年の受取年金の金額の課税部分と非課税部分とに振り分けた上で、課税部分の年金収入金額から課税部分を差し引くことにより、課税部分の年金収入から差し引くことになりま

Q 先日、夫が亡くなりました。夫は、3年前に高度障害状態となり、以後、契約していた保険契約から高度障害年金を受け取っていたのですが、夫の死亡後は継続年金受取人として妻である私が受け取るようになりました。夫が受け取っていた年金は非課税扱いでしたが、以後私が受け取る年金も同様に考えていいのでしょうか。相続時の課税関係と併せてご教示ください。

A 非課税扱いであった高度障害年金を受取人の死亡に伴って継続年金受取人が受け取るケースですが、結論から申し上げますと、これは、夫の相続時においては年金受給権が相続税の課税対象となり、以後継続年金受取人となった妻が受け取る年金は初年度は課税はなく翌年度以降は雑所得として所得税の課税対象となります。

高度障害年金や高度障害給付金、入院給付金等は、所得税施行令30条第1号(非課税とされる保険金、損害賠償金等)に規定される「身体の傷害に基いて支払を受けるもの」に該当し、非課税として取り扱われることになっています。また、これには一時金として受けるもののほか、年

金として受け取るものも含まれることになっていきます(所得税基本通達9-21)。したがって、高度障害年金も非課税扱いとされていたわけです。さて、ご質問者の夫が加入していた契約は、受取人である夫が亡くなった後も継続年金が支払われる内容となっており、その継続年金を相続人である妻が引き継ぐことになると思います。この相続時の年金受給権の取扱いについては、本来の相続財産とされ、相続税の課税対象となります。その評価額は、解約返戻金相当額ということになります。相続税計算にあたっては、法定相続人1人あたり500万円の非課税規定は適用されません。

非課税、課税の受取年金をトータルで算出!?

次に、相続により取得した継続年金から支払われる年金は、非課税扱いというわけにはいかず、妻の雑所得として所得税の課税対象となります。雑所得の計算については、相続により取得した年金受給権に係る生命保険契約に基づく年金として、妻が受け取る各年の受取年金の金額の課税部分と非課税部分とに振り分けた上で、課税部分の年金収入金額から課税部分を差し引くことにより、課税部分の年金収入から差し引くことになりま